

新郷村災害廃棄物処理計画

令和7年3月

新 郷 村

目 次

第1章	計画の目的	1
第2章	基本的な事項	1
1.	計画の位置づけ	1
2.	対象とする災害	2
3.	対象とする災害廃棄物	6
4.	災害廃棄物処理の基本方針	7
5.	発災時における災害廃棄物対応の流れ	8
6.	一般廃棄物処理施設等の状況	9
7.	災害廃棄物処理可能量の推計	11
第3章	災害廃棄物処理のための体制	13
1.	組織・体制	13
2.	情報収集及び連絡体制	15
3.	関係機関との連携	16
第4章	災害廃棄物処理	18
1.	災害廃棄物発生量推計	18
2.	処理スケジュール	20
3.	処理フロー	20
4.	収集運搬計画	21
5.	仮置場の設置等	23
6.	処理困難物への対応	25
7.	環境対策	26
8.	広域処理	27
9.	事務委託	27
10.	損壊家屋の解体・撤去	28
11.	思い出の品等への対応	28
12.	国庫補助金(災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金)の活用	29
第5章	避難所ごみ及びし尿の処理	30
1.	仮設トイレ等し尿処理	30
2.	避難所ごみ	31
第6章	その他	32
1.	住民への啓発・広報	32
2.	ボランティアとの連携	32
3.	人材の育成・確保	33

第1章 計画の目的

本計画は、能登半島地震、東日本大震災、阪神・淡路大震災や近年全国で多発する水害等の経験を教訓に、今後発生が予測される大規模地震や水害及びその他自然災害に対応するため、災害によって発生する廃棄物(ごみ、し尿、がれき等)等の処理に係る予防措置、緊急時の対応、復旧時の対応について具体的に定め、災害廃棄物の適正処理の確保、円滑かつ迅速な処理の推進を図るため策定するものです。

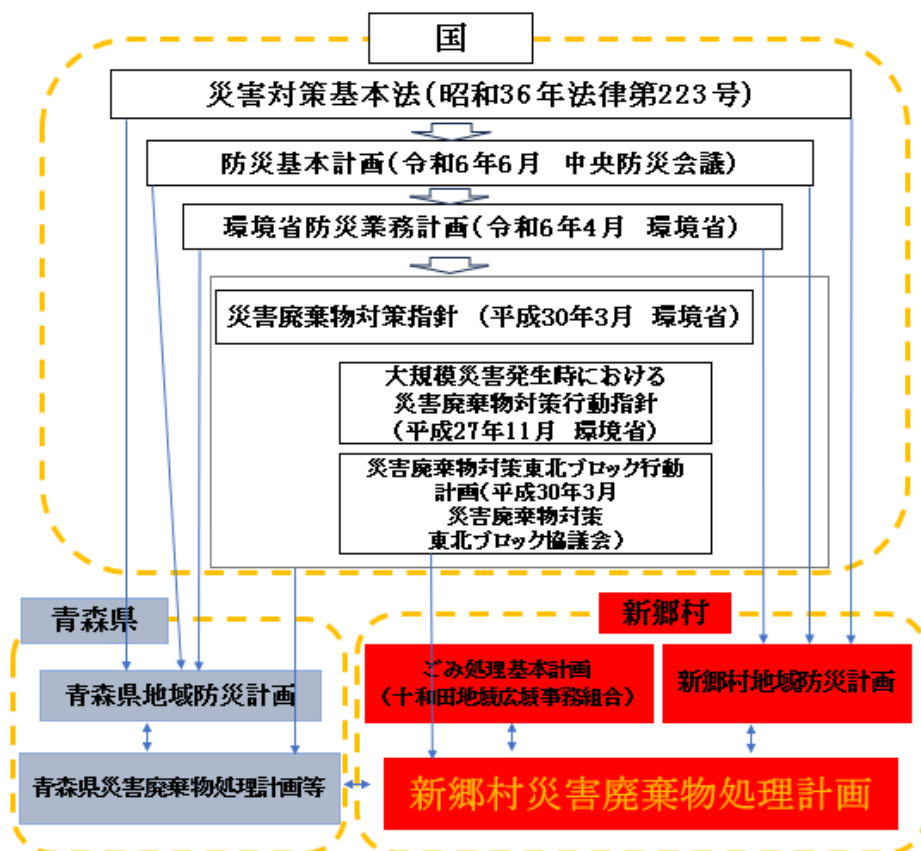
第2章 基本的な事項

1. 計画の位置付け

本計画は、環境省の定める災害廃棄物対策指針(平成30年3月改定)を踏まえ策定するものであり、「青森県地域防災計画」「青森県災害廃棄物処理計画」「ごみ処理基本計画」「新郷村地域防災計画」等と整合をとり、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、災害廃棄物の処理に必要な基本的事項や方策等を取りまとめたものです。

新郷村で災害が発生した際、災害廃棄物等の処理は、本計画で備えた内容を踏まえて進めますが、実際の被害状況等により柔軟に運用するものとします。

図2-1 災害廃棄物処理に係る各種法令・計画の位置づけ



参考：災害廃棄物対策指針(改訂版)(P1-4)

2. 対象とする災害

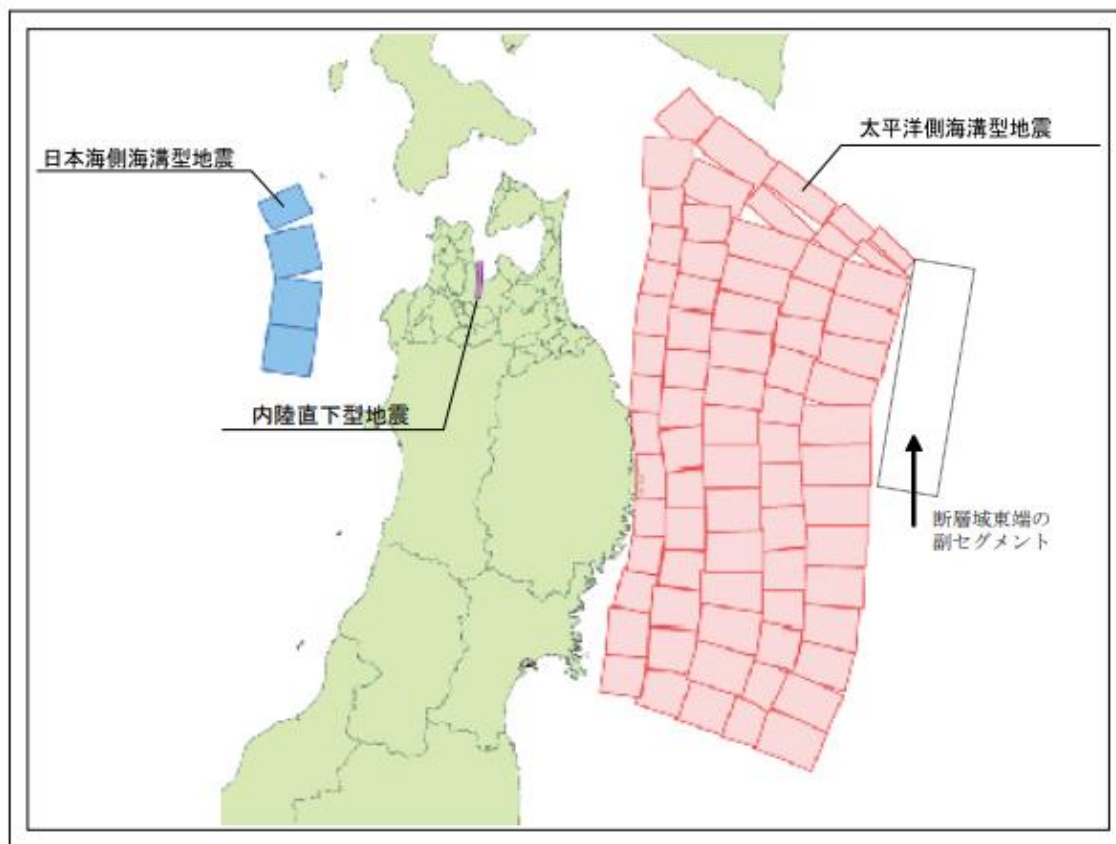
青森県が策定した「青森県災害廃棄物処理計画」（平成 30 年 3 月。以下、県計画と称す）に示された災害と想定最大規模降雨による洪水浸水区域に基づく想定災害を以下の表並びに図のとおりとし、対象とします。

表 2-1 青森県災害廃棄物処理計画の対象災害

想定地震名称	最大震度	建物被害		生活への影響	災害廃棄物発生量(t) (津波堆積物を含む)
		全壊棟数(棟)	半壊棟数(棟)	避難者(直後)(人)	
想定太平洋側海溝型地震	7	71,000	130,000	182,000	15,947,828
想定日本海側海溝型地震	6強	12,000	41,000	41,000	3,184,213
想定内陸直下型地震	7	22,000	42,000	68,000	2,348,147

出典：青森県災害廃棄物処理計画（資料編）

図 2-2 想定地震における想定地震の震源域



出典：青森県防災計画

表 2-2 新郷村における地震の被害想定

想定地震名称	最大震度	建物被害		生活への影響	災害廃棄物発生量 (t) (津波堆積物を含む)
		全壊棟数 (棟)	半壊棟数 (棟)	避難者(直後)(人)	
想定太平洋側海溝型地震	6弱	140	780	230	14,429
想定日本海側海溝型地震	5弱	-	-	-	0
想定内陸直下型地震	5弱	-	-	-	0

出典：青森県災害廃棄物処理計画（資料編）

表 2-3 新郷村における水害の被害想定

水害 (浅水川、五戸川氾濫)	馬淵川流域（浅水川） 48時間降雨量 317mm
	五戸川流域（五戸川） 48時間降雨量 438mm

出典：新郷村防災マップ

表 2-4 新郷村における水害時の被害区分別の想定家屋棟数

被害区分	馬淵川流域（浅水川）	五戸川流域（五戸川）
全壊	—	15
半壊	3	36
床上浸水	3	51
床下浸水	16	121

参考：新郷村防災マップ，国土地理院基盤地図情報，新郷村家屋台帳等により集計

表 2-5 新郷村における水害時の避難者数の推計

	棟数			世帯数		人口
	① 新郷村全域 (棟)	② 浸水域 (棟)	③ 割合	④ 全世帯 (世帯)	⑤ 浸水域 (世帯)	⑥ 避難所人口 (人)
馬淵川流域 (浅水川)	2,671	22	0.8%	887	7	17
五戸川流域 (五戸川)	2,671	223	8.3%	887	74	175

①, ②：国土地理院基盤地図情報及び令和5年度新郷村家屋台帳より算出

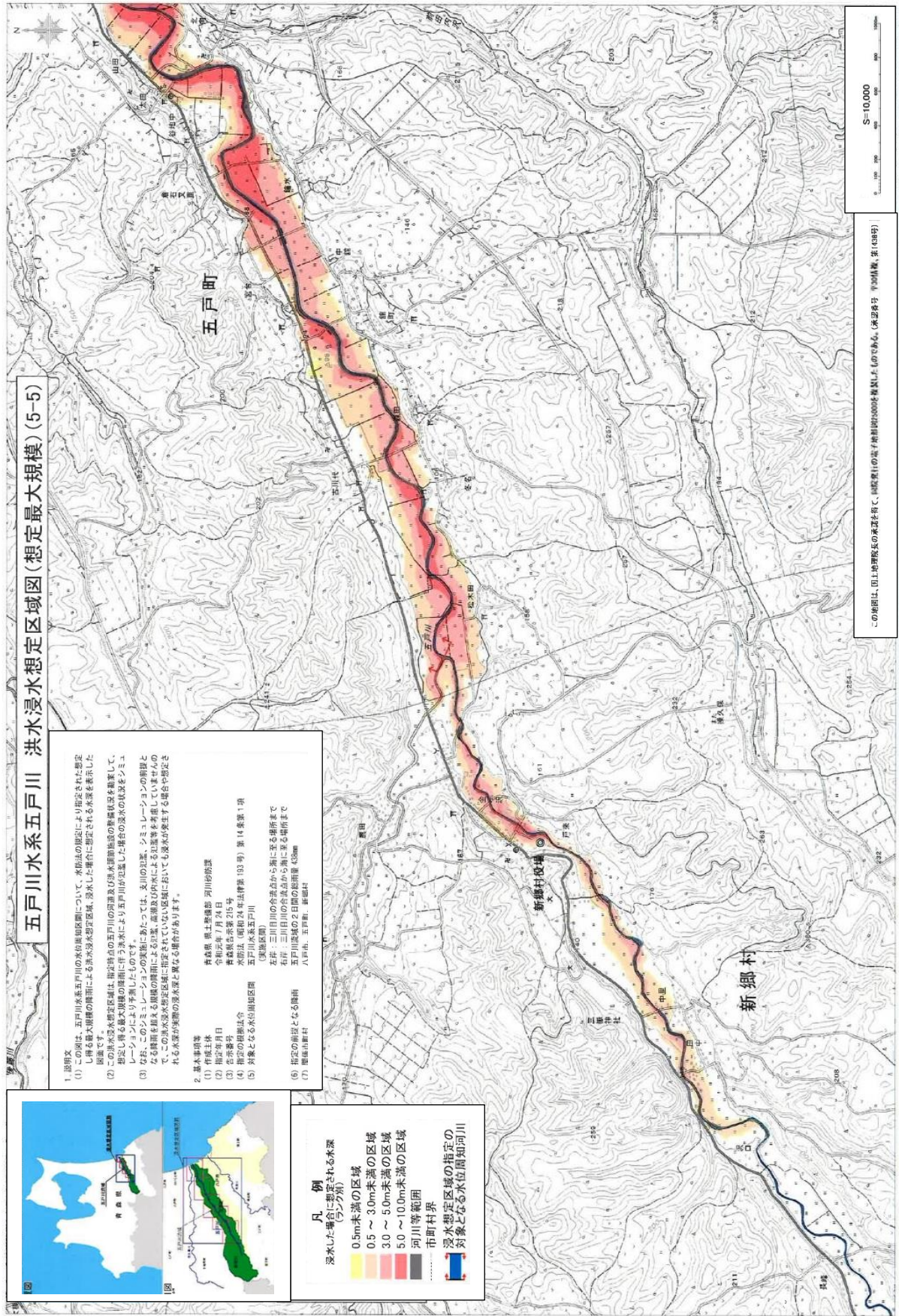
③：②÷①×100

④：令和5年度新郷村人口世帯数（令和6年3月末時点）

⑤：④×③（事務所、倉庫等の無居住の建物も浸水域に全域と同様に分散しているものとして計上）

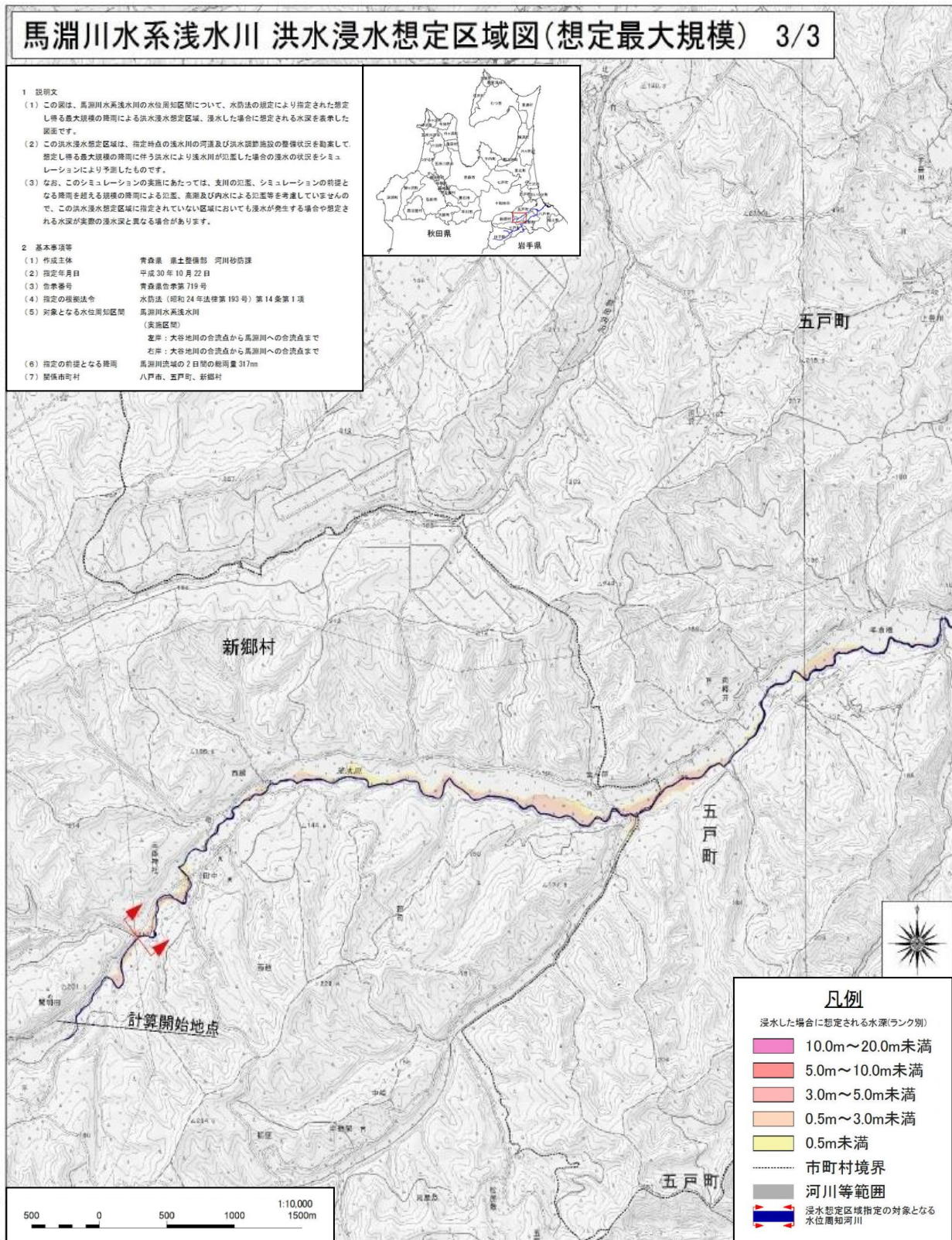
⑥：⑤×2.36人／世帯（総人口2,096人÷全世帯数887世帯（令和6年3月末時点）より算出）

図2-3 五戸川水系五戸川における洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



出典：青森県における洪水浸水想定区域指定・公表状況

図2-4 馬淵川水系浅水川における洪水浸水想定区域図(想定最大規模)(県資料)



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同時発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平29精核 第1261号)

出典：青森県における洪水浸水想定区域指定・公表状況

3. 対象とする災害廃棄物

災害廃棄物は、自然災害により生じた、生活環境の保全上処理が必要とされる廃棄物であり、廃棄物処理法第2条第2項の一般廃棄物に該当します。

本計画において対象とする主な廃棄物は、木くずやコンクリートがら等の災害廃棄物、土砂災害等堆積物及び生活ごみや避難所ごみ等とし、以下を対象とします。

なお、放射性物質に汚染された廃棄物の取扱いについては、国の方針に従い処理するため、本計画の対象から除きます。

表2-6 災害時に発生する廃棄物

種類		内容
災害廃棄物	木くず	柱・梁・壁材、水害または津波などによる流木等
	コンクリートがら等	コンクリート片やブロック、アスファルトくず等
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
	可燃物	繊維類、紙、細かな木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
	腐敗性廃棄物	畳、被災冷蔵庫等から排出される食品・水産物、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料・製品等
	廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で被災により使用できなくなったもの
	廃自動車	被災により使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
	廃船舶	被災により使用できなくなった船舶
	有害廃棄物	石綿、PCB（ポリ塩化ビフェニル）、感染性廃棄物、化学物質、フロン類、CCA（木材処理剤）、有機塩素化合物、医薬品類、農薬類等
その他、適正処理が困難な廃棄物	消火器、ボンベ類などの危険物、ピアノ、マットレスなど市町村の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボード、太陽光パネル等	

避難者の生活に伴う廃棄物	生活ごみ	被災後に家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ、携帯トイレ等
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ（容器包装や段ボール、衣類が多く排出される等、平時とは異なる廃棄物が排出される）、携帯トイレ等
	し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿
片付けごみ		住民が自宅の片付けを行った際に排出される廃棄物（主に家具・家財や廃家電等が該当）

※ その他、アルバム、写真、位牌、賞状、手帳、金庫、貴重品などの「思い出の品」は、別途取り扱います。

※ 事業活動に伴う廃棄物等については、原則として事業者責任で処理するものですが、被災後の復興計画や処理計画の中で処理の取り扱いが定められた場合はその限りではありません。

※ 種類は災害廃棄物対策指針に基づいており、今後の災害廃棄物対策指針の改定により変更となる場合があります。

参考：災害廃棄物対策指針（改訂版）（P1-9～10）

4. 災害廃棄物処理の基本方針

災害発生後における応急対応や早期の復旧・復興を図るため、以下の基本方針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物の処理を実施します。

（1）生活環境の保全等

住民の健康への配慮や安全の確保、衛生面や環境面での安全・安心のための対応が必要なことから、災害廃棄物の処理の各業務の実施段階において、大気、騒音・振動等に係る生活環境保全対策及び環境モニタリングを実施します。

（2）分別・再資源化の推進

環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、災害廃棄物を可能な限り分別、再資源化し、最終処分量を低減させます。

（3）関係機関・関係団体との連携・協力

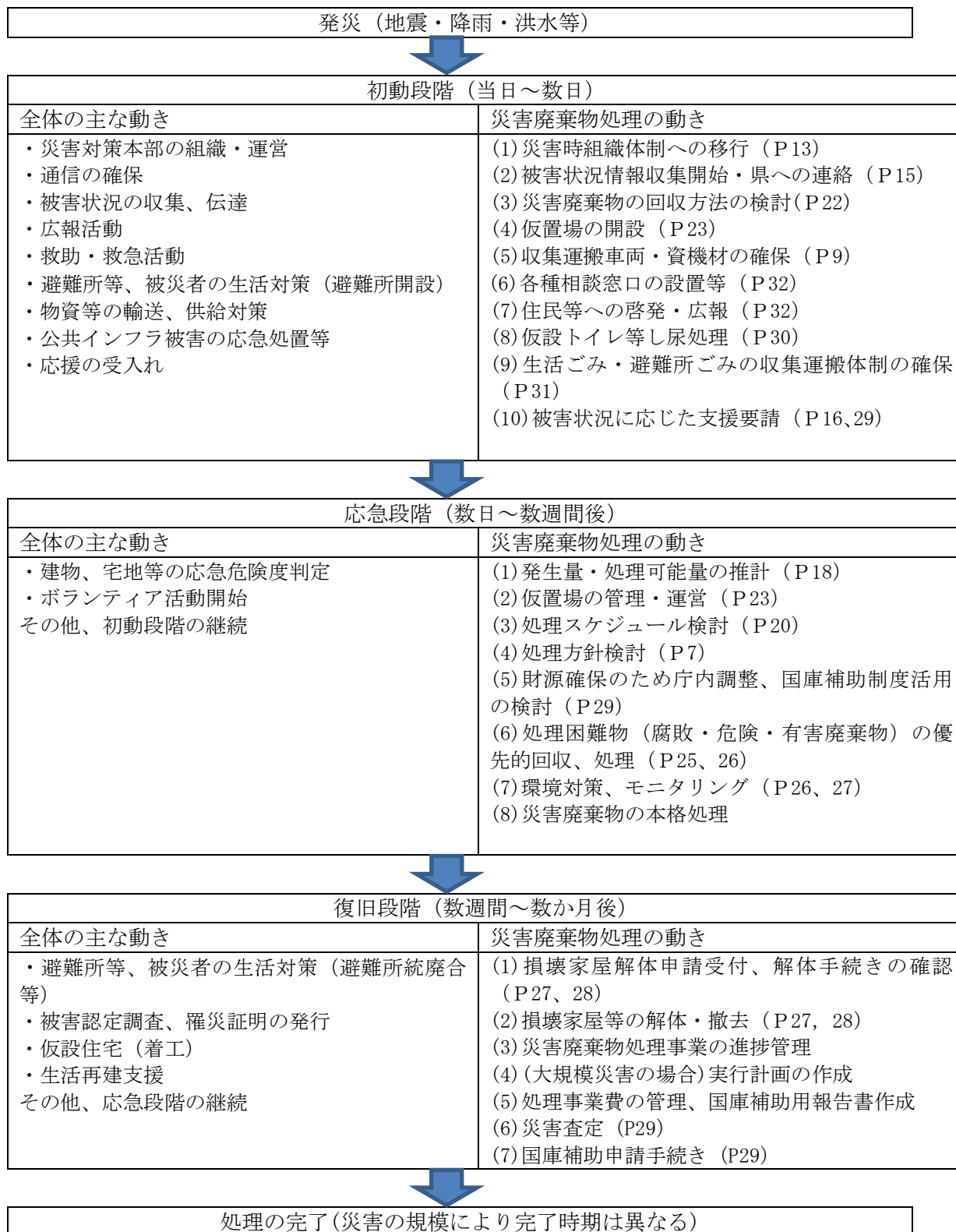
できる限り自区域内で処理を行います。処理できない場合は、県や他市町村、民間事業者団体等と調整し、県内外での広域的な処理のための連携・協力体制を整備します。

（4）計画的な処理

東日本大震災の処理実績を踏まえ、概ね3年以内の処理完了を目指し、目標期間を設定し、計画的な処理を実施します。

5. 発災時における災害廃棄物処理対応の流れ

災害廃棄物処理の全体的な流れは以下のとおりです。



参考：青森県災害廃棄物処理計画

6. 一般廃棄物処理施設等の状況

新郷村のごみの収集・運搬（車輛含む）は、十和田地域広域事務組合の許可を有する民間事業者が行っており、収集したごみを十和田地域広域事務組合の施設で中間処理を行った後、最終処分場に埋め立て等を行っています。

し尿は、十和田地域広域事務組合の許可を有する民間事業者が収集・運搬し、十和田地域広域事務組合が管理する十和田下水一次処理センターで一次処理を行った後、同市の下水処理施設に投入しています。

(1) 中間処理施設

新郷村の一般廃棄物を処理する中間処理施設の概要は、以下のとおりです。

表 2-7 中間処理施設の概要

名称	十和田ごみ焼却施設	十和田粗大ごみ処理施設
所在地	十和田市大字伝法寺字大窪 60-3	
竣工	昭和 60 年 3 月 改造 平成 14 年 6 月	平成 9 年 3 月
処理能力	※99t/日 (49.5 t / 24h × 2 炉)	破砕機 40t/日 粗大ごみ前処理破砕機 10t/日
処理方式	全連続燃焼式焼却炉（ストーカ方式）	衝撃剪断併用回転式破砕機

※令和 6 年 10 月時点の施設の処理能力を記載 出典：ごみ処理基本計画（十和田地域広域事務組合）

(2) 民間処理施設

新郷村の一般廃棄物を処理する民間処理施設の概要は、以下のとおりです。

表 2-8 民間処理施設の状況

会社名	(株)遠藤商店	八戸セメント(株)	八戸製錬(株)八戸製錬所
所在地	十和田市大字相坂字白上 475	八戸市大字新井田字下鷹待場 7-1	八戸市大字河原木字浜名谷地 76
処理能力	ペットボトル 18.4t/日 プラスチック製容器包装 12.0t/日 紙製容器包装 96.0 t / 日	燃え殻 1,598.4 t / 日 ばいじん 1,320.0 t / 日	脱塩 165 t / 日 脱水 515 m ³ /日
処理方式	圧縮・梱包	焼成によるセメント原料化	脱塩・脱水（攪拌洗浄方式）による中間処理

出典：令和 6 年度一般廃棄物処理実施計画（十和田地域広域事務組合）

(3) 最終処分場

新郷村の一般廃棄物を処理する最終処分場の概要は、以下のとおりです。

表 2-9 最終処分場の状況

名称	十和田最終処分場	五戸第2最終処分場	株式会社ウイズウェイストジャパン
所在地	十和田市大字切田字西大沼平 1-323 外	五戸町大字倉石中市字前新田 28-87	三戸町大字斗内字立花 49-1 外
竣工	昭和 59 年 5 月	平成 6 年 7 月	平成 16 年 5 月
埋立面積	33,700 m ²	13,500 m ²	83,200 m ²
埋立容量	368,000 m ³	61,680 m ³	1,664,000 m ³
埋立方式	サンドイッチ方式とセル方式の併用	サンドイッチ方式	サンドイッチ方式

出典：ごみ処理基本計画（十和田地域広域事務組合）

(4) し尿処理施設

新郷村のし尿を処理する施設の概要は、以下のとおりです。

表 2-10 し尿処理施設の状況

名称	十和田下水一次処理センター
所在地	十和田市大字相坂字下夕川原 159-1 外
竣工	令和 3 年 4 月
処理能力	し尿 19 kl/日 浄化槽汚泥 72 kl/日
処理方式	前処理無希釈下水道投入方式

出典：令和 6 年度新郷村一般廃棄物処理実施計画（し尿及び浄化槽汚泥）

7. 災害廃棄物処理可能量の推計

(1) 一般廃棄物処理施設の処理可能量

青森県災害廃棄物処理計画を参考とすると、地域内の一般廃棄物処理施設（焼却施設、資源化等を行う施設）における処理可能量は、以下のとおりです。

表 2-1 1 災害廃棄物処理可能量(焼却・粗大ごみ処理施設)(令和4年度)

施設名称	処理分類	令和4年度処理量 A (t/年度)	使用開始年度	処理能力 (1日当り) B (t/日)	処理能力 (発災後1年間) C=B×280日×0.79-A (t/年)	処理能力 (発災後2年目、3年目) D=B×280日-A (t/年)	災害廃棄物処理可能量 (発災後3年間) E=C+D+D (t/3年)
十和田地域広域事務組合	焼却	32,852	1985	150	328	9,148	18,624
十和田ごみ焼却施設	粗大ごみ	2,084	1997	40	6,764	9,116	24,996

参考：一般廃棄物処理実態調査結果より算出

(2) 災害廃棄物の処理可能量の推計式

災害廃棄物の処理可能量（中間処理施設）の推計式は、以下のとおりとなります。

推計式 2-1 災害廃棄物の処理可能量の推計方法

1) 年間稼働日数

焼却施設：災害廃棄物対策指針（技術資料1-11-2）を踏まえ、年間日数から日曜日、年末年始、休止の期間等を引いた280日とします。

粗大ごみ処理施設：災害廃棄物対策指針（技術資料1-11-2）を踏まえ、破碎施設に準じて、年間日数から日曜日、年末年始、休止の期間等を引いた296日とします。

2) 処理能力（発災後1年間）C

焼却施設：災害廃棄物対策指針（技術資料1-11-2）を踏まえ、震度6強以上では4か月間処理能力が63%低下すると仮定し、処理能力（1日当り）Bに280日を乗じ、 $0.37/3+1/3+1/3=0.79$ を乗じたものから、処理の実績値である処理量Aを引いて求めます。

粗大ごみ処理施設：年間稼働日数を296日として、焼却施設と同様に計算します。

3) 処理能力（発災後2年目、3年目）D

処理能力（1日当り）Bに280日を乗じたものから、処理の実績値である処理量Aを引いて求めます。

4) 災害廃棄物処理可能量（発災後3年間）E

3年間の処理能力C+D+Dから求めます。

参考：青森県災害廃棄物処理計画（資料編）

(3) 最終処分場における災害廃棄物処理可能量

地域内の最終処分場における処理可能量は、以下のとおりです。

表 2-12 災害廃棄物処理可能量(最終処分場) (令和4年度)

施設名称	令和4年度 処理量 A (m ³ /年度)	全体 容積 (m ³)	残余 容量 (m ³)	埋立 開始 年度	埋立 終了 年	残余 年数	災害廃棄物処理 可能量 (発災後3年間) B=3×A×0.4 (m ³ /3年)
十和田地域 広域事務組合 五戸第二最終 処分場	624	61,680	22,339	1994	2032	10	748.8
十和田地域 広域事務組合 十和田最終 処分場	0	368,000	13,651	1984	2032	10	0

参考：一般廃棄物処理実態調査結果より算出

(4) 最終処分場における災害廃棄物の処理可能量の推計式

災害廃棄物の処理可能量(最終処分場)の推計式は、以下のとおりです。

推計式 2-2 災害廃棄物の処理可能量の推計方法

1) 災害廃棄物処理可能量(発災後3年間) B

災害廃棄物対策指針(技術資料1-11-2)を踏まえ、処理の実績値である埋立容量 A の3年相当分 $3 \times A$ に 0.4 を乗じて求めます。

残余容量を超える場合は、残余容量を災害廃棄物処理可能量(発災後3年間) B として表示します。

参考：青森県災害廃棄物処理計画(資料編)

第3章 災害廃棄物処理のための体制

発災後、「新郷村地域防災計画」に基づいて設置される新郷村災害対策本部【表3-1】及び【表3-2】において、廃棄物の処理及び清掃に関する業務は「福祉部」が担い、その具体的な内容は【表3-3】のとおりです。また、収集委託及び受入先となる十和田地域広域事務組合は福祉部の協力組織とします。

なお、災害廃棄物の処理は各部に関連する業務があるため、その所管事項を踏まえ、部局横断的な連携体制で取り組みます。

1. 組織・体制

表3-1 新郷村災害対策本部の組織

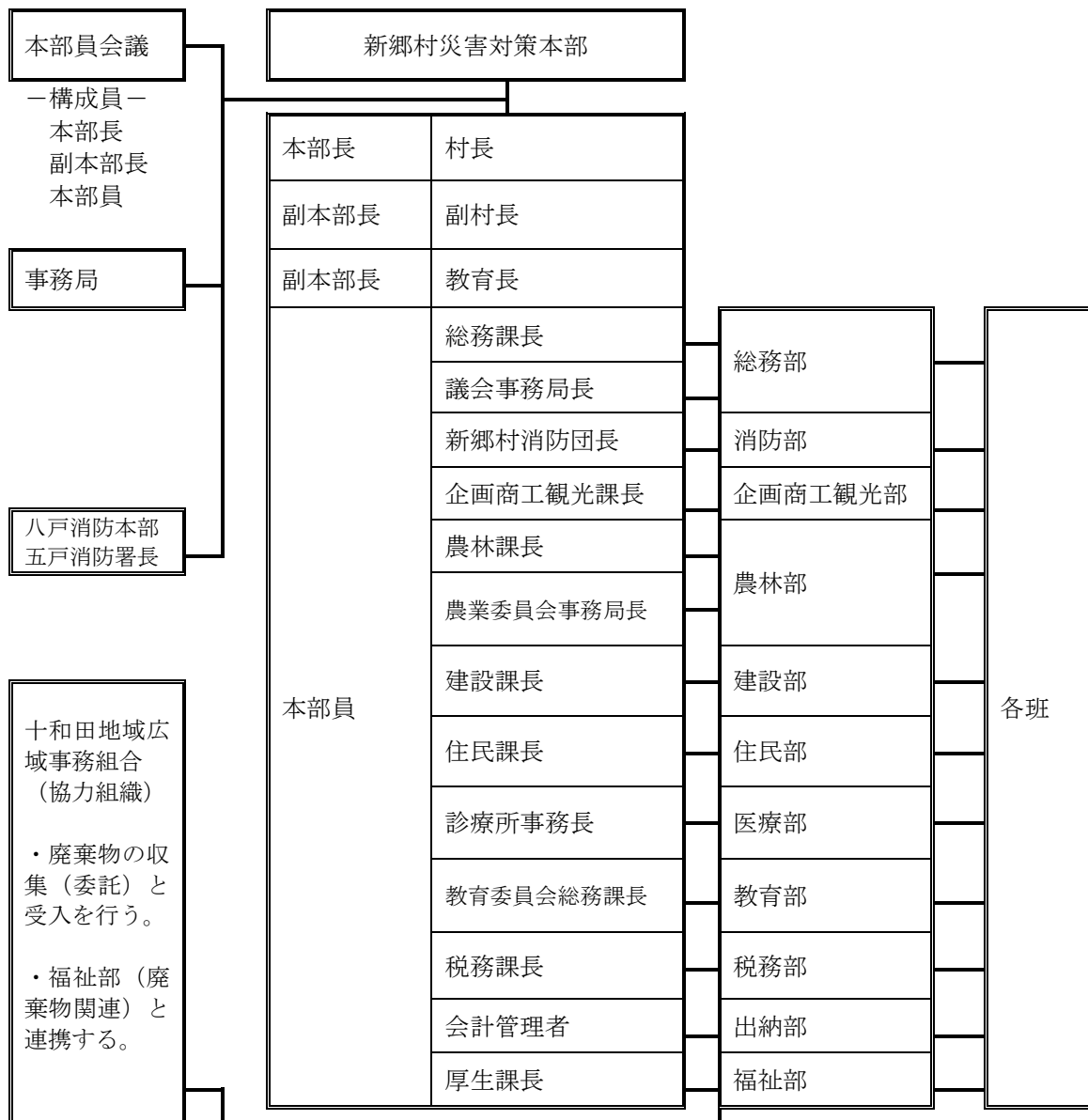


表3-2 新郷村災害対策本部班別業務分担一部抜粋－福祉部における役割

部名	部長	班名	班長	分 担 事 務	要員
福祉部	厚生課長	福祉班	厚生課長補佐	1 厚生課分掌事務に係る被災情報の収集に関すること 2 所管施設の安全管理に関すること 3 要配慮者の安否確認と支援に関すること 4 保健施設・福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること 5 福祉避難所の開設に関すること 6 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与に関すること 7 避難者や被災住民等に対する健康管理・栄養管理に関すること 8 指定避難所等における健康管理に関すること 9 医薬材料・衛生用品等の受領及び保管並びに配分・運搬に関すること 10 防疫に関すること 11 廃棄物の処理及び清掃に関すること 12 被災動物の保護収容、逸走対策に関すること 13 他の班との連携に関すること	厚生課員

出典：新郷村地域防災計画

【災害廃棄物処理の役割分担】

表3-3 役割と業務内容

役割	業務内容
① 総括責任者	職員の安全確保及び安否確認 災害廃棄物処理チームの設置・運営、全体の状況把握 災害廃棄物等対策の総括、運営、進行管理
② 企画	情報収集、被災状況の把握 災害廃棄物処理計画の策定、見直し
③ 総務	庁内（建設部署等）、国、県、支援団体との連絡調整 他の市町村、支援団体等への応援要請、調整 人員確保、労務管理仮設処理施設整備、車両等の資機材調達等
④ 経理	資金の調達・管理、施設整備、資機材調達等の契約 国庫補助の対応
⑤ 住民窓口	住民広報（ごみ・し尿の収集、仮設トイレ、仮置場） 住民広報（解体撤去等） 家屋解体の受付 問い合わせ対応

⑥ ごみ・し尿対応	仮設トイレの設置、維持管理、撤去 ごみ（避難所・一般家庭）収集・処理 し尿（避難所・一般家庭）収集・処理 一般廃棄物処理施設、車両等の資機材の状況確認
⑦ 仮置場	住民用仮置場（廃家具・廃家電等の受入）の設置、運営管理 仮置場（可燃・不燃物等への分別）の設置、運営管理
⑧ 解体撤去	がれき・家屋の解体撤去事業の運営管理 各仮置場への収集運搬
⑨ 処理	仮設処理施設の設置、運営管理 再生利用、最終処分の実施

参考：災害廃棄物処理に係る市町村行動マニュアル～アクションカード付き～
（平成29年3月，高知県）

2. 情報収集及び連絡体制

発災後迅速に災害廃棄物処理体制を構築し処理を進めるため、速やかに災害廃棄物の発生量や廃棄物処理施設の被害状況等について情報収集を行います。

収集した情報は災害対策本部に集約し、一元管理を行うとともに、県との連絡窓口を明確にし、発災直後だけでなく定期的に情報収集を行います。また、災害発生時の連絡体制については、携帯電話以外の複数の通信手段（移動型防災無線等）も確保します。

被災時に収集すべき情報を、以下のとおりと想定し、必要時追加します。

表 3-4 被災時に収集すべき情報

区分	情報収集する項目	目的
災害廃棄物の発生状況	○ 災害廃棄物の種類と量 ○ 支援ニーズ	処理体制の構築 支援
一般廃棄物処理施設の被災状況	○ 被災状況 ○ 復旧見通し ○ 支援ニーズ	
収集運搬体制	○ 道路情報 ○ 収集運搬車両の被害状況	
仮置場設置状況	○ 仮置場の位置と規模 ○ 必要資材の調達状況	
腐敗性廃棄物・有害廃棄物の発生状況	○ 腐敗性廃棄物の種類と量及び処理状況 ○ 有害廃棄物の種類と量及び保管状況	生活環境の保全 に向けた支援

3. 関係機関との連携

災害廃棄物処理にあたっては、新郷村が主体となり自区内処理を行うことが基本となりますが、被災状況や災害廃棄物の発生量によっては、県および周辺自治体等との協力・連携により広域的な処理を進めます。

(1) 新郷村と自治体間及び広域等における災害時の相互応援協定

県と県内全市町村が参加している「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」等を活用し、必要な支援や、県職員や他市町村職員の派遣について協議・調整を依頼します。なお、新郷村における災害時の相互応援協定（自治体間）は以下のとおりです。

表3-5 新郷村と自治体間及び広域等における災害時の相互応援協定

協定名	協定相手先	締結年月日	協力内容
大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定	青森県及び40市町村	H30.12.6	物資、資材の提供、救援救護、車輛や職員の派遣など
大規模災害時における八戸・久慈・二戸の三圏域に係る市町村相互応援に関する協定	八戸地域広域市町村圏、久慈地区広域市町村圏及び二戸地区広域市町村圏を構成する市町村	H19.6.27	物資、資材の提供、救援救護及び車輛や職員の派遣等
災害時におけるし尿等の処理の相互協力に関する協定	広域事務組合協定(三沢市、八戸地域広域市町村圏事務組合、三戸地区環境整備事務組合、十和田地域広域事務組合の5者間)	R4.3.1	し尿等の受入れ、処理及び資機材の提供、あっせん

出典：新郷村地域防災計画

(2) 新郷村と民間事業者団体間における災害廃棄物に関する協定

新郷村では、以下のとおり民間事業者団体と協定を締結していることから、発災時には円滑な災害廃棄物処理体制を構築するために、速やかに協力を依頼します。

表3-6 新郷村が民間事業者団体と締結している災害廃棄物に関する協定

協定名	担当課	協定相手先	締結年月日	協力内容
大規模災害時における応急対策業務に関する協定	総務課	新郷村建設業協会	H16.6.1	重機賃貸、資機材調達

出典：新郷村地域防災計画

(3) 青森県と民間事業者団体間における災害廃棄物に関する協定

県では、以下のとおり民間事業者団体と協力を締結していることから、これらの協定も活用します。

表3-7 青森県が民間事業者団体と締結している災害廃棄物に関する協定

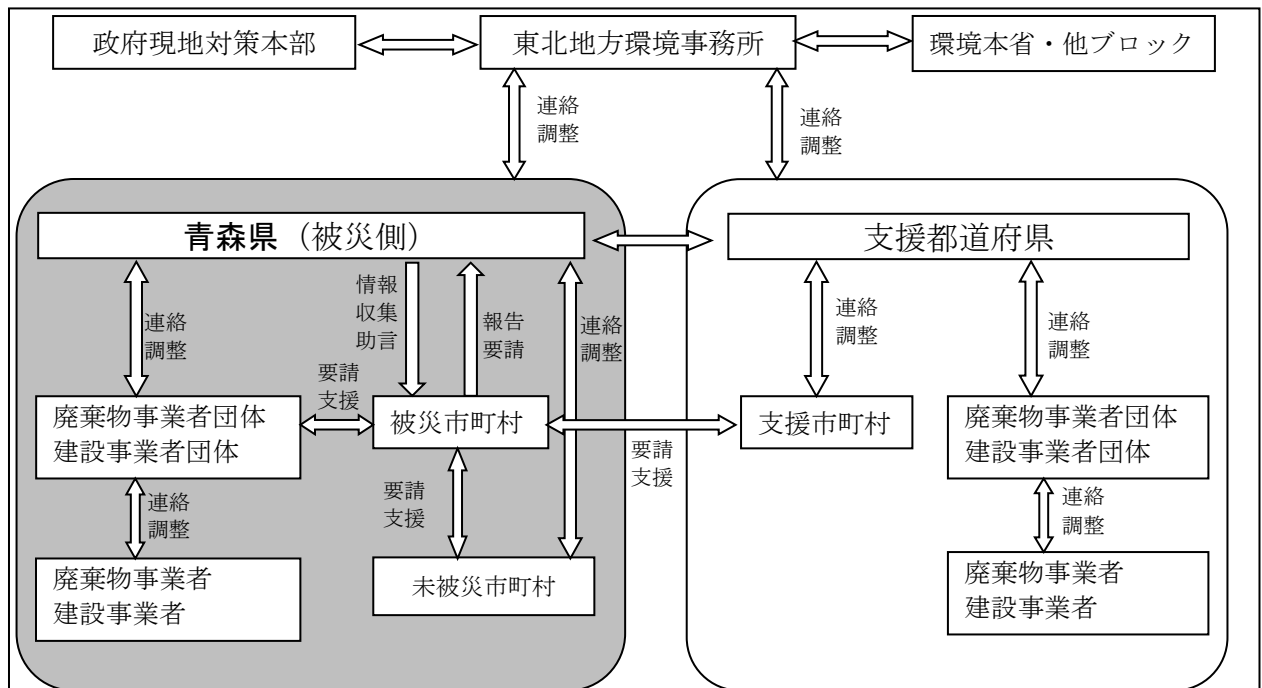
協定名	県担当課	協定相手先	締結年月日	協力内容	費用負担
無償団体救援協定	環境政策課	青森県環境整備事業協同組合	H16.12.1	災害時における主尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬	無償
災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	環境政策課	(一社)青森県産業資源循環協会	H20.3.19 (R3.3.1改訂)	災害発生時における災害廃棄物の処理等	市町村負担
大規模災害時における建築物等の解体撤去の協力に関する協定	防災危機管理課	(一社)青森県解体工事業協会	H24.5.10	大規模災害が発生した場合における建築物等の解体及び災害廃棄物の撤去	市町村負担

出典：青森県災害廃棄物処理計画

(4) 各組織との相互協力の体制

災害発生時の廃棄物処理に係る各組織との相互協力の体制については、以下のとおりです。

図3-1 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制の概念図



出典：青森県災害廃棄物処理計画

第4章 災害廃棄物処理

1. 災害廃棄物発生量推計

災害廃棄物の品目別の組成及び発生原単位は、災害廃棄物対策指針（環境省、平成30年3月改定）技術資料1-11-1-1により、以下により推計しています。

(1) 災害廃棄物種類別の割合

本計画の推計される災害廃棄物種類別の割合は、以下のとおりです。

表4-1 災害廃棄物種類別割合

区分	重量割合	算定に用いたデータ
可燃物	18%	東日本大震災の実績を基に設定した種類別割合 ・宮城県「災害廃棄物処理実行計画（最終版）」 ・岩手県「災害廃棄物処理詳細計画（第二次改訂版）」
不燃物	18%	
コンクリートがら	52%	
金属	6.6%	
木くず（柱角材）	5.4%	

参考：災害廃棄物対策指針（技術資料）

(2) 災害廃棄物発生量の推計方法

本計画の災害廃棄物発生量の推計方法は、以下のとおりです。

推計式4-1 災害廃棄物発生量の推計方法

1) 地震による建物の全壊・半壊被害が発生した場合 災害廃棄物発生量＝全壊棟数×発生原単位（ア）＋半壊棟数×発生原単位（イ）
2) 津波・水害による浸水被害が発生した場合 災害廃棄物発生量＝床上浸水世帯数×発生原単位（ウ）＋床下浸水世帯数×発生原単位（エ）
3) 地震による建物の全壊・半壊被害、津波による浸水被害が発生した場合 災害廃棄物発生量＝1)＋2)
4) 地震による建物の全壊・半壊被害、津波による浸水被害、津波堆積物が発生した場合、災害廃棄物発生量＝1)＋2)＋津波浸水面積（㎡）×発生原単位（オ） <u>発生原単位（ア）～（オ）は、表4-3の、建物被災状況等ごとの発生原単位とします。</u>

参考：災害廃棄物対策指針（技術資料）

(3) 災害廃棄物の発生原単位

災害廃棄物の発生原における数量の単位（t）は、以下のとおりです。

表4-2 災害廃棄物の発生原単位

	建物被災状況等	発生原単位
(ア)	全壊	117 t／棟
(イ)	半壊	23 t／棟
(ウ)	床上浸水	4.6 t／世帯
(エ)	床下浸水	0.62 t／世帯
(オ)	津波堆積物	0.024 t／津波浸水面積（㎡）

参考：災害廃棄物対策指針（技術資料）

(4) 災害別の廃棄物発生量

災害別の廃棄物発生量の内訳は、表4-3および表4-4のとおりです。

表4-3 地震災害における災害廃棄物推計量 (t)

地震名	津波堆積物	災害廃棄物	合計
想定太平洋側海溝型地震	0	14,429	14,429
想定日本海側海溝型地震	0	0	0
想定内陸直下型地震	0	0	0
合計	0	14,429	14,429

出典：青森県災害廃棄物処理計画（資料編）

表4-4 水害における災害廃棄物発生量 (t)

水害	災害廃棄物
馬淵川流域（浅水川）	92.7
五戸川流域（五戸川）	2,892.6
合計	2,985.3

(5) 種類別災害廃棄物発生量

種類別の災害廃棄物発生量は、以下のとおりです。

表4-5 種類別の災害廃棄物発生量 (t)

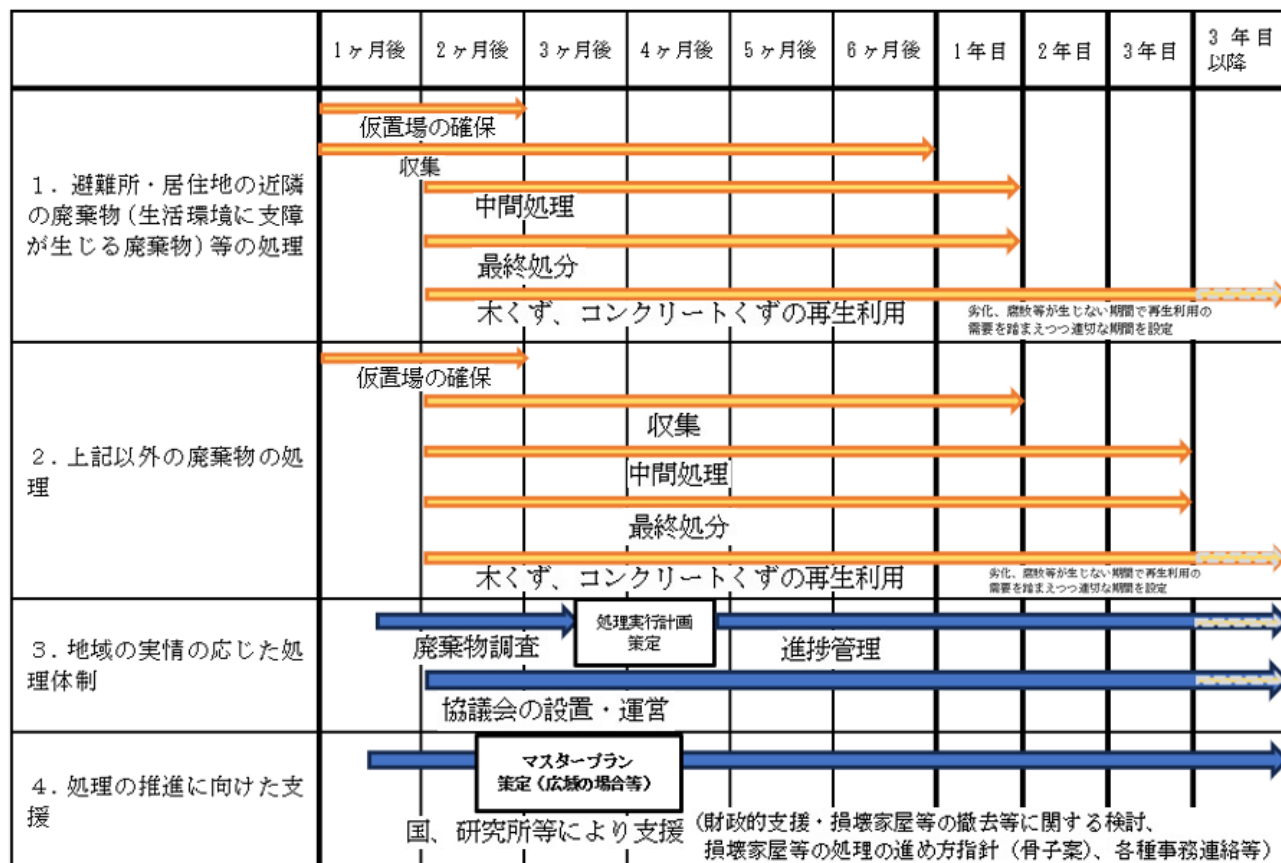
種類	想定太平洋側海溝型地震	想定日本海側海溝型地震	想定内陸直下型地震	馬淵川流域（浅水川）	五戸川流域（五戸川）
可燃物	2,597	0	0	16.7	520.7
不燃物	2,597	0	0	16.7	520.7
コンクリートがら	7,503	0	0	48.2	1,504.1
金属くず	952	0	0	6.1	190.9
柱角材（木くず）	779	0	0	5.0	156.2
津波堆積物	0	0	0	0	0
合計	14,429	0	0	92.7	2,892.6

なお、実際の発災後においては、建物の被害棟数や水害等の浸水範囲を把握し、収集した情報を基に発生量を予測します。

2. 処理スケジュール

想定される発生量と処理施設の処理可能量等から、最長3年を目途に処理スケジュールを定めます。

図4-1 災害廃棄物処理スケジュール



参考：災害廃棄物対策指針（技術資料）

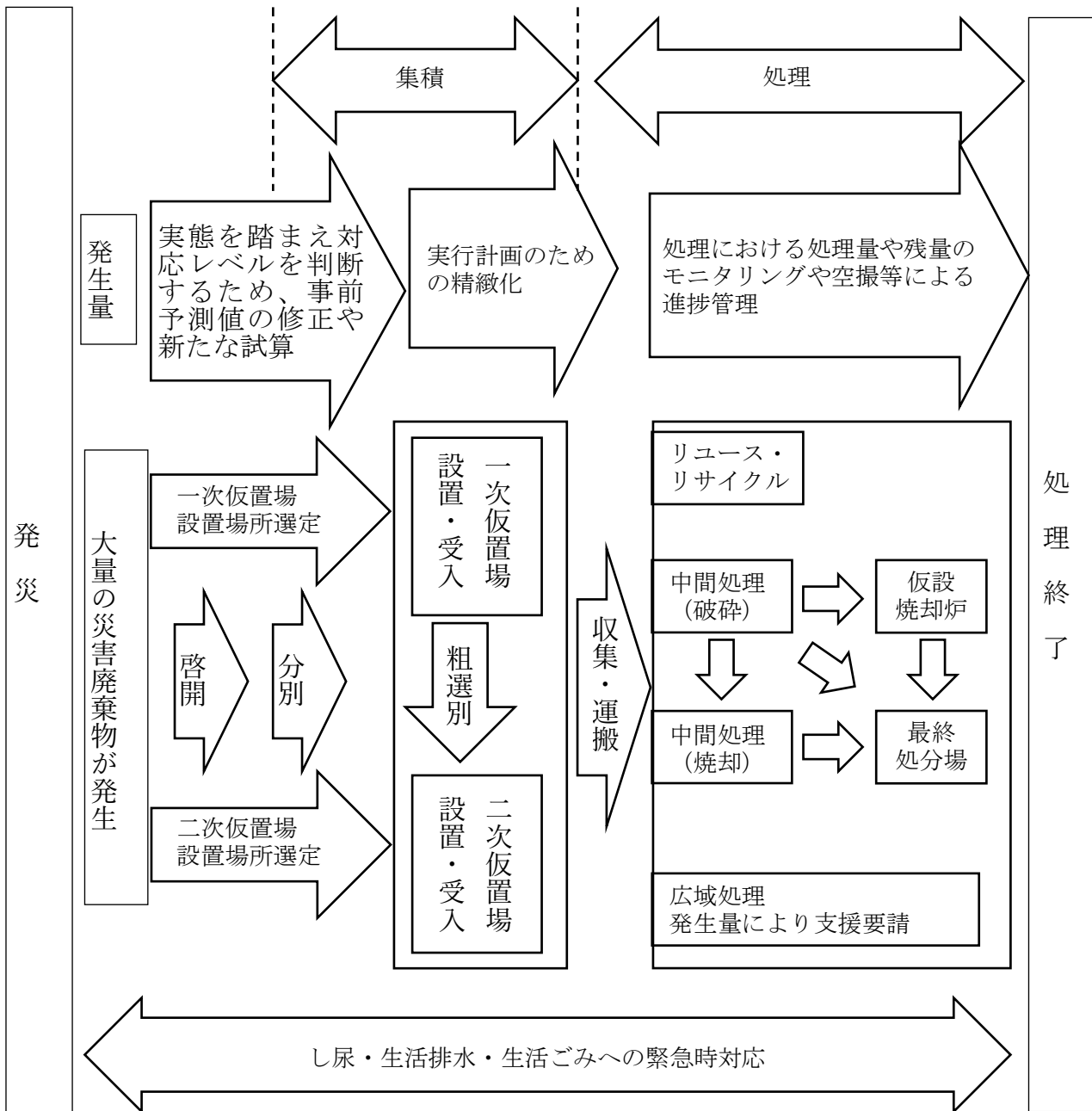
3. 処理フロー

被災時において円滑な廃棄物処理を行うために、災害廃棄物の処理方針、発生量・処理可能量等を踏まえて、災害廃棄物の種類毎に、分別、中間処理、最終処分、再資源化の方法とその量を一連の流れで示し、処理方針の検討を目的とした処理フローを作成します。

災害廃棄物の分別過程においてリサイクルが困難な、可燃物・不燃物の量を推計し、地域の廃棄物処理施設において焼却処分や最終処分の方法を検討します。自区域内の処理施設において処理できないものは広域的な処理を検討します。

村における災害廃棄物処理に係る基本的な流れを以下の図に示します。

図4-2 災害廃棄物の処理フロー



4. 収集運搬体制の確保及び収集運搬計画の検討

発生直後は、廃棄物（ごみ・し尿）収集・運搬業許可業者の被災状況の把握を行い、収集・運搬体制を関係部署である「十和田地域広域事務組合」と「新郷村一般廃棄物収集・運搬許可業者」と連携し確立します。状況に応じて、収集運搬計画作成の検討も行います。村内の収集・運搬体制では対応できない場合は、協定等に基づいて応援要請を行います。

また、災害廃棄物処理に関する住民や事業者の理解の促進と分別意識の向上を図るため、収集・運搬に当たっての災害廃棄物の分別・排出方法について、啓発及び広報を行います。

収集・運搬については、以下の点に留意します。

表4-6 収集運搬体制の整備にあたっての検討事項

項目	検討事項
優先的に回収する災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有害廃棄物・危険物を優先回収します。 ○ 冬季は着火剤などが多く発生することが想定され、混合状態となると爆発や火災等の事故が懸念されるため、これらのものが発見された際は優先的に回収します。 ○ 夏季は上記に加え、腐敗性廃棄物についても優先回収します。
収集方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 戸別収集又はステーション収集（仮置場への個人の持込みを認めた場合、仮置場周辺において渋滞が発生することも懸念されるためです。） ○ 陸上運搬（国道454号線等、村の基幹道路が分断された場合は迂回路の整備等に対応するなど、被災状況により収集運搬方法を協議し決定します。）
収集運搬ルート 収集運搬時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民の生活環境への影響や交通渋滞の発生防止など総合的な観点から収集運搬ルートを決めます。 ○ 収集運搬ルートだけでなく、収集運搬時間についても検討します。
必要資機材 （重機・収集運搬車両など）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水分を含んだ畳等の重量のある廃棄物が発生する場合は、積込み・積降ろしに重機が必要となります。収集運搬車両には平積みダンプ等を使用します。
連絡体制・方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収集運搬車両に無線等を設置するなど、災害時における収集運搬車両間の連絡体制を確保します。
住民への周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収集ルートや日時などを住民に周知します。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収集運搬車両からの落下物防止策などを検討します。

参考：災害廃棄物対策指針（技術資料）

5. 仮置場の設置等

災害廃棄物により生活環境に支障が生じないようにするために発災後速やかに仮置場を設置し、生活圏から災害廃棄物を除去する必要があります。災害廃棄物は膨大な量になると見込まれ、直接処理施設への搬入が困難になることが想定されることから、仮置場を設置するものとし、平時からその候補地を選定します。

仮置場の開設に当たっては、管理する人員（仮置場の全体管理、車両案内、荷降ろし、分別の手伝い、便乗ごみの防止、夜間の警備（不法投棄、盗難防止）等）や資機材（廃棄物の下に敷くシート（鉄板）、粗選別等に用いる重機、仮置場の周辺を囲むフェンス、飛散防止のためのネット、分別区分を示す立て看板、害虫発生防止のための薬剤等）が必要となることから、必要となる資機材の種類と量、仮置場の管理・指導の担い手（村や一部事務組合の職員、退職者等）について検討します。

(1) 仮置場の必要面積

仮置場の必要面積を、以下の推計式4-2及び表4-7のとおり算定しました。

推計式4-2 仮置場の必要面積の算定方法例

1 面積の推計方法の例

【前提条件】

- ・ 災害廃棄物の集積量の内訳は、可燃物 18%、不燃物 18%、コンクリートがら 52%、金属 6.6%、木くず（柱角材） 5.4%とします。

面積 = 集積量 ÷ 見かけ比重 ÷ 積み上げ高さ × (1 + 作業スペース割合)

集積量 = 災害廃棄物の発生量 - 処理量（※下記計算式に当てはめると、集積量 = 発生量の 2/3 となります。）

災害廃棄物の発生量：発生した災害廃棄物の総量であり、仮置場への搬入が、発災後1年目で完了するものと仮定します。

処理量 = 災害廃棄物の発生量 ÷ 処理期間

- 災害廃棄物の発生量を処理期間（年）で除して求められる値（発災後1年目での処理量）とします。

- 処理期間：3年

見かけ比重 (t/m³)：可燃物 0.4、不燃物 1.1、コンクリートがら 1.48、金属 1.13、木くず（柱角材） 0.55

積み上げ高さ：5m以下が望ましい（本計画では5mを用います。）

作業スペース割合：0.8～1（本計画では0.8を用います。）

2 簡易推計式の例

面積 (m²) = 震災廃棄物の発生量 (千 t) × 87.4 (m²/t)

参考：災害廃棄物対策指針（技術資料）

表 4-7 仮置場の必要面積

災害名	災害廃棄物発生量	仮置場の必要面積
想定太平洋側海溝型地震	14,429.0t	3,884 m ²
想定日本海側海溝型地震	0t	0 m ²
想定内陸直下型地震	0t	0 m ²
馬淵川流域（浅水川）	92.7t	25 m ²
五戸川流域（五戸川）	2,892.6t	779 m ²

出典：地震は青森県災害廃棄物処理計画（資料編）

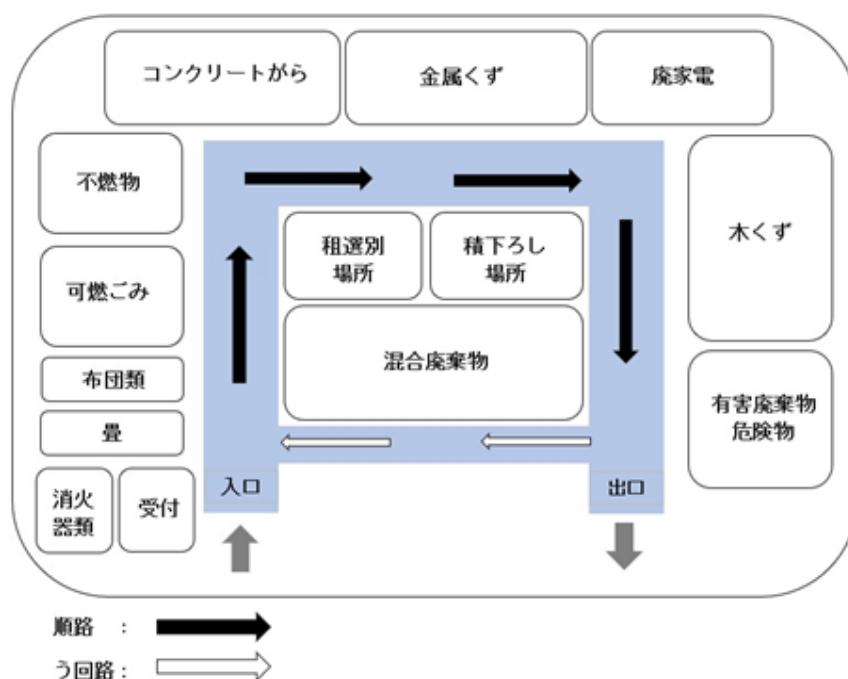
水害は表 4-4 の例を用いて算出

(2) 仮置場の候補地

候補地は次の点を考慮して選定します。

- ① 病院・学校・水源などの位置に近接する場所や住宅地（特に住宅密集地）でないこと。
 - ② 応急仮設住宅など他の土地利用のニーズがないこと。
 - ③ 公園、廃棄物処理施設、港湾施設等の公有地（村有地、県有地、国有地等）であること。
 - ④ 未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない私有地（借上げ）であること。
 - ⑤ 二次災害や生活環境、地域の基幹産業等への影響が小さい地域であること。
- なお、仮置場の想定図（レイアウト）は以下の通りとなります。

図 4-3 仮置場のレイアウト例



参考：青森県災害廃棄物処理計画

6. 処理困難物への対応

新郷村で通常収集・処理を行っていない災害廃棄物は、あらかじめ県及び民間事業者と取扱い方法を検討し、処理方法を定めます。

有害物質取扱事業所を所管する関係機関と連携し、厳正な保管及び災害時における対策を定めます。

表4-8 発生する可能性のある処理困難物とそれらへの対応方針

処理困難物	概要	対応方針
① 廃自動車	水害による流出や道路や建物等の破壊により発生します。所有権の扱いや保管場所、保管時の管理方法等、取り扱いに注意が必要です。	自動車リサイクル法に則り処理します。車両の撤去・移動や所有者の引き取りの意思確認、所有者もしくは引取業者（自動車販売業者、解体業者）に引き渡すまでの仮置場での保管を行います。
② 畳	水害による浸水や家屋解体等に伴い発生します。浸水した場合の腐敗対策や保管場所、処分先の確保において困難が予想されます。	焼却炉の条件に応じて前処理を行い、焼却処理します。保管中の腐敗対策、火災に留意します。
③ 流木	水害による斜面崩壊による土砂災害などに伴い発生します。重量物であり、根系に多量に土砂が付着することがあるため、取り扱いや保管場所の確保に困難を伴います。	根系に付着した土砂はふるい選別等により可能な限り除去します。木材部分は、柱角材として再利用をしますが、木材の保存状態に応じてチップ化や、焼却処理を行います。
④ 廃タイヤ	水害で流出した自動車や自動車修理工場やタイヤ販売店からの流出に伴い発生します。中空構造により高張り、保管場所確保に困難を伴います。また、一度燃えはじめると消火困難となります。	廃タイヤのリサイクル事業者へ引き渡します。汚れの状態等に応じて洗浄等の措置を行い、リサイクル事業者の受入れ条件に合わせます。自動車についているタイヤは廃自動車と同じルートで処理します。
⑤ 石膏ボード	建物の倒壊、解体により発生します。水濡れにより再生不可能となるため、保管に注意を要します。また、カドミウム、ヒ素、アスベストを含有する製品もあり、取り扱いに注意が必要です。	最終的には、専門業者への処理を委託しますが、アスベスト等有害物質を含有する場合、適正な措置を施したうえで処分します。
⑥ 消防法で定める危険物	消防法で定められた、①火災発生の危険性が大きい、②火災が発生した場合に火災を拡大する危険性が大きい、③火災の際の消火の困難性が高いなどの性状を有する物品です。	最終的には、専門業者への処理を委託しますが、物質の種類に応じて、火災防止策に留意して管理します。
⑦ 高圧ガス容器	水害による流出や建物の倒壊により LP ガス等の高圧ガスを封入したガス容器が発生します。ガス容器は内部温度上昇による爆発の可能性があるので、取り扱いに注意が必要です。	最終的には、専門業者への処理を委託しますが、ボンベの内容物の確認、運搬時の衝撃防止、火気の忌避などに留意して管理します。

⑧ 収穫米	米貯蔵施設の浸水に伴い発生します。腐敗性が強く、公衆衛生の確保のため対応を優先する必要があります。	焼却処理、埋立処分等を行います。
⑨ 飼料・肥料	農家等の農業・畜産資材倉庫の解体や浸水等に伴い発生します。悪臭、虫の発生など、生活環境保全の支障が生じるおそれがあるため、取り扱いに注意が必要です。	最終的には焼却処理、埋立処分等を行います。可能な限りフレコンバック等に袋詰めを実施します。
⑩ 農機具類	農家等の農業資材倉庫の解体や浸水等に伴い発生します。保管場所、保管時の管理方法等、取り扱いに注意が必要です。	最終的には、専門業者への引取を委託しますが、燃料やバッテリーを取り出して保管します。
⑪ 石油ストーブ	家屋解体や水害等による流出等に伴い発生します。保管場所、保管時の管理方法等、取り扱いに注意が必要です。	平時の処理ルートを活用して、粗大ごみとして処理を行います。燃料タンクと電池を取り外して保管します。
⑫ PCB 廃棄物	発電施設の倒壊、解体により発生します。PCB は周辺環境の汚染や住民の健康被害が懸念されることから対応を優先する必要があります。	最終的には、専門業者への処理を委託しますが、PCB 廃棄物が飛散、流出、地下浸透、腐食しないよう必要な対策を講じて保管します。
⑬ 太陽光発電設備	建物の倒壊により発生します。太陽光発電設備は、接近又は接触すると感電する恐れがあることから、保管時の管理方法等、取り扱いに注意が必要です。	運搬および保管にあたっては、感電防止の他、破損等による怪我の防止や水濡れ防止等必要な対策を講じます。
⑭ 蓄電池	建物の倒壊や水害等による流出に伴い発生します。蓄電池は、接近又は接触すると感電する恐れがあることから、保管時の管理方法等、取り扱いに注意が必要です。	最終的には、専門業者への処理を委託します。作業にあたっては、感電防止対策を講じます。
⑮ 火山灰	火山の噴火により発生します。火山灰は風による飛散や降雨による流出が懸念され、取り扱いに注意が必要です。	最終的には、土砂として土捨て場等で処分を行います。保管中は飛散・流出防止等の必要な対策を講じます。

参考：青森県災害廃棄物処理計画

7. 環境対策

災害廃棄物の処理にあたっては、迅速な対応が求められるとともに、住民の健康や生活環境の保全に配慮して適正に処理を行う必要があるため、仮置場や損壊家屋等の解体・撤去現場等において実施する県計画及び災害廃棄物対策指針に基づいた村の環境対策が必要です。発生した災害廃棄物の処理における環境への影響とその対策は、以下のとおりです。

表 4-9 災害廃棄物処理における環境影響と環境対策

項目	環境影響	対策例（発災時）
大気	<ul style="list-style-type: none"> ○ 解体・撤去、仮置場での作業における粉じんの飛散 ○ 石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理における飛散 ○ 災害廃棄物保管における有害ガス、可燃性ガスの発生 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期的な散水の実施 ○ 保管、選別、処理装置への屋根の設置 ○ 飛散防止ネットの設置 ○ フレコンバッグへの保管 ○ 搬入路への鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 ○ 運搬車両退出時のタイヤ洗浄 ○ 収集時や作業時における目視による石綿分別の徹底 ○ 作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 ○ 仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 撤去・解体等処理作業における騒音・振動 ○ 仮置場への搬入、搬出車両の通行における騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 低騒音・低振動タイプの機械、重機の使用 ○ 処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌汚染	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 敷地内に遮水シートを敷設 ○ PCB等の有害廃棄物の分別保管
臭気	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害廃棄物からの悪臭 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 腐敗性廃棄物の優先的な処理 ○ 消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水質	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害廃棄物に含まれる有害物質の降雨等による公共水域への流出 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 敷地内に遮水シートを敷設 ○ 敷地内で発生する排水、雨水の処理 ○ 水たまりを埋めて腐敗防止

参考：災害廃棄物対策指針（技術資料）

8. 広域処理

村内の廃棄物集積所や十和田地域広域事務組合管轄施設（十和田ごみ焼却施設及び十和田粗大ごみ処理施設）を最大限に利用しますが、発災後の被害状況から、処理期間が長い、または施設の能力が不足して、復旧・復興に時間がかかると判断した場合は、広域的な処理・処分を検討します。広域的な処理が必要な場合は、県や関係市町村と調整します。

9. 事務委託

災害廃棄物は原則として市町村が処理主体となりますが、大規模災害等により行政機能が喪失した場合、地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づき、県と災害廃棄物処理の事務委託の範囲を協議したうえで、県へその事務を委託します。

なお、事務委託に当たっては、委託する新郷村及び受託する県双方の議会の議決が必要となるため事務委託するかどうかは迅速に判断する必要があります。

10. 損壊家屋の解体・撤去

損壊家屋等は私有財産であるため、その処理は原則として、所有者が実施しますが、通行上の支障がある場合や倒壊の危険性が高い場合については、所有者の意思を確認したうえで、適切に対応します。

新郷村が実施する家屋の解体等に当たっては、以下を考慮します。

- ① 可能な限り所有者等へ連絡を行い、調査計画を事前に周知したうえで被災物件の立ち入り調査を行います。
- ② 一定の原型を留めた建物及び倒壊の危険があるものは土地家屋調査士を派遣し、建物の価値について判断を仰ぎます。
- ③ 撤去・解体の作業開始前および作業終了後に、動産、思い出の品等を含めて、撤去前後の写真等の記録を作成します。
- ④ 撤去及び解体作業においては、安全確保に留意し、適宜散水を行うとともに、適切な保護具を着用して作業を実施します。
- ⑤ 廃棄物を仮置場へ撤去する場合は、木くず、がれき類、金属くず等の分別に努め、できるだけ焼却及び埋め立ての処分量の減量化に努めます。
- ⑥ 環境省の「公費解体・撤去マニュアル」などを参照し、災害状況に応じて示される国の方針に基づき、損壊家屋の撤去または解体を行います。
- ⑦ 財務担当や建設担当等と連携して、り災証明、解体申請、解体業務発注、解体状況の確認等の手順や手続きを整理するとともに、連携体制を整えます。

11. 思い出の品等への対応

思い出の品について、廃棄せず、回収・保管し、可能な限り所有者に引渡します。

また、歴史的遺産、文化財等が、他の災害廃棄物と混在しないよう、建物の解体、災害廃棄物の撤去等を行う者等に処理の留意点の周知徹底を図るとともに、必要な措置を行い、保護・保全に努めます。

思い出の品等に関する取扱いの方法例は以下のとおりです。

表4-10 思い出の品等の取扱方法例

項目	内容
対象例	所有者等にとって価値があると認められるもの（位牌、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、写真、手帳、パソコン、ハードディスク、USBメモリ等記録媒体、携帯電話、ビデオ、デジタルカメラ、金庫）及び貴重品（財布、通帳、ハンコ、株券、金券、商品券、古銭、貴金属類）等

項 目	内 容
回収方法	災害廃棄物の撤去現場や建物の解体現場で発見された場合は、その都度回収します。 住民・ボランティア等の持込みによって回収します。 現場や人員の状況により、思い出の品回収チームを作り回収します。
保管方法	土や泥が付着している場合は、洗浄、乾燥させた上で、市町村の公共施設で保管・管理します。 発見場所や品目等の情報が分かる管理リストを作成し管理します。 保管・管理に当たっては、思い出の品等に個人情報が含まれる点に留意します。
所有者等の確認方法	市町村の公共施設で保管・閲覧し、申請により確認します。
返却方法	閲覧や引渡しの日時を設定し、持ち主に返却します。 基本は面会引渡しとします。本人確認ができる場合は郵送引渡しも可とします。 貴重品等は、速やかに警察に届けを行ったうえで警察へ引き渡します。

参考：災害廃棄物対策指針（技術資料）

1 2. 国庫補助金（災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金）の活用

大量の災害廃棄物の処理には多額の経費が必要となり、被災市町村のみで対応が困難なため、国の補助事業の活用が必要になります。

環境省においては、「災害等廃棄物処理事業費補助金」「廃棄物処理施設災害復旧費補助金」の2種類の災害関係補助金があります。国への申請手続きは、県を経由して行われるため、県・市町村は円滑な事業実施のため、発災後早期に国と緊密な情報交換を行います。

国庫補助金を活用する場合、補助対象事業限度額を決めるため、査定官（地方環境事務所担当官）及び立会官（地方財務局担当官）による災害査定を受けます。

補助金申請においては、災害廃棄物処理事業の内容や処理費用について、会計事務が適正に行われていることを示す積算書や契約書の写し、管理日報、被害写真等多くの書類作成が必要になるため、人員確保に留意する必要があります。

（1）災害等廃棄物処理事業費補助金（災害廃棄物の処理）

一定レベル以上の災害により、それに起因した廃棄物が発生し、生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物等の処理にかかる事業費（諸経費等を除く）が対象です。

（2）廃棄物処理施設災害復旧費補助金（廃棄物処理施設の復旧）

一定レベル以上の災害により、一般廃棄物処理施設や市町村設置型浄化槽等に一定以上の被害があった場合が対象です。

第5章 避難所ごみ及びし尿の処理

1. 仮設トイレ等し尿処理

避難所における避難者の生活に支障が生じないように、必要な数の仮設トイレ（簡易トイレ、消臭剤、脱臭剤等を含む）を確保し、設置します。設置後は計画的に管理を行うとともに、し尿の収集・処理を行います。

推計式5-1 仮設トイレの必要基数

$$\frac{\text{仮設トイレの必要数〔基〕}}{\text{＝避難者数〔人〕} \times \text{し尿原単価} 1.7 \text{〔L/人・日〕} \times 3 \text{〔日/回〕} \div \text{仮設トイレの便槽容量（例：400L）}}$$

参考：災害廃棄物対策指針（技術資料）

表5-1 仮設トイレの必要数

災害の種類	避難者数	し尿原単位	し尿発生量	収集頻度	仮設トイレの便槽容量	必要数
想定太平洋側海溝型地震	230	1.7L/人・日	391	3日/1回	約400L/基	3
想定日本海側海溝型地震	0	1.7L/人・日	0	3日/1回	約400L/基	0
想定内陸直下型地震	0	1.7L/人・日	0	3日/1回	約400L/基	0
馬淵川流域（浅水川）	17	1.7L/人・日	29	3日/1回	約400L/基	1
五戸川流域（五戸川）	175	1.7L/人・日	298	3日/1回	約400L/基	3

表5-2 収集運搬許可業者（し尿）

業者名	住所	電話
県南清掃株式会社	十和田市大字三本木野崎 40-370	0176-23-4351

出典：令和6年度新郷村一般廃棄物処理実施計画（し尿及び浄化槽汚泥）

※平常時から行っておいた方がよいもの

- ・仮設トイレ、マンホールトイレ（災害時に下水道管路にあるマンホールの上に設置するトイレ）、簡易トイレ（災害用携帯型簡易トイレ）、消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行います。
- ・仮設トイレ等の備蓄数は、し尿の推計発生量を基に決定します。

2. 避難所ごみ

避難所ごみを含む生活ごみは、災害廃棄物とは区別し、仮置場に搬入せず既存の施設で運搬及び処理を行います。

避難所におけるごみの発生推計量と発生量の推計は以下の表及び推計式のとおりです。また、次の事項を勘案して、避難所ごみの計画的な収集運搬・処理を行います。

- ① 避難所ごみの一時的な保管場所の確保（焼却等の処理前に保管が必要な場合）
- ② 支援市町村等からの応援を含めた収集運搬・処理体制の確保

推計式 5-2 避難所ごみの発生量の推計式

$\text{避難所ごみの発生量} = \text{避難者数} \times \text{発生原単位 (g/人日)}$
発生原単位：村の生活系 1 日 1 人あたりのごみの排出量

出典：青森県災害廃棄物処理計画

表 5-3 避難所ごみの発生量

災害の種類	避難者数	1 人 1 日あたりの排出量 (g)	発生量 (t/日)
想定太平洋側海溝型地震	230	562	0.13
想定日本海側海溝型地震	0	562	0
想定内陸直下型地震	0	562	0
馬淵川流域（浅水川）	17	562	0.01
五戸川流域（五戸川）	181	562	0.10

参考：一般廃棄物処理実態調査結果より算出

第6章 その他

1. 住民等への啓発・広報

災害廃棄物の処理を適性かつ円滑に進めるためには、住民の理解が重要です。特に仮置場の設置・運営、ごみの分別方法、便乗ごみの排出防止等においては、周知すべき情報を早期に分かりやすく提供します。

情報伝達手段としては、防災無線、ホームページ、広報誌、説明会、毎戸配布、避難所への掲示等、被災状況や情報内容に応じ活用します。

表6-1 広報する情報

項目	内容
災害廃棄物の収集方法、収集期間	戸別収集の有無、排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物、フロン類含有廃棄物の排出方法等
仮置場の設置	仮置場の場所、搬入時間、曜日等、仮置場の利用方法（誘導路、案内図、配置図） ※仮置場に持ち込んではいけないもの（生ごみ、引火性のものなど） ※便乗ごみの排出禁止や不法投棄、不適正処理の禁止についても合わせて周知
市町村への問い合わせ窓口、ボランティア支援依頼窓口	新郷村厚生課窓口、青森県ボランティア・市民活動センター（青森県社会福祉協議会内）、青森県災害ボランティア情報センター
災害廃棄物処理の進捗状況	村全域及び地区ごとの処理の進捗状況、今後の計画

2. ボランティアとの連携

ボランティアが必要な際は、青森県ボランティア・市民活動センター（青森県社会福祉協議会内）へ応援要請します。また、大規模災害が発生した場合に、県や県社会福祉協議会等関係機関が協議し、設置が必要と判断された場合は青森県災害ボランティア情報センターが設置されます。有事の際はそちらにも応援要請を行います。

被災地でのボランティア活動には様々な種類があり、災害廃棄物に係るものとしては、被災家屋からの災害廃棄物の搬出や仮置場での交通誘導・分別補助、貴重品や思い出の品の整理・清掃・返還等が挙げられます。

3. 人材の育成・確保

災害廃棄物対策のための人材の育成・確保について、以下の内容に取り組みます。

- 災害廃棄物処理計画の策定・改定を通じて人材の育成を図るとともに、それぞれの記載内容について、平常時から職員に周知し、災害時に処理計画が有効に活用されるよう教育を継続的に行います。
- 個別の業務マニュアルを作成するなどを行い、計画で定めた災害廃棄物の処理に係る対応や、仮置場の設置・運営及び管理方法について確認・対応力を向上させるため、ワーキンググループによる検討や図上訓練等を実施します。
- 被災状況を踏まえ、住民の生活環境の保全に最大限配慮しつつ、優先順位をつけて業務が進められるように研修会や訓練を行います。
- 災害廃棄物の処理については、廃棄物の知識が必要なことから、廃棄物処理の実務経験者や廃棄物行政経験者のリストアップを行います。
- 平常時から環境部局の経験者等や廃棄物処理に携わった職員が退職したときは、災害発生時の協力を依頼するなど、人材の確保に努めます。
- 大規模災害時に退職者やボランティアが迅速に災害廃棄物の処理に関われるよう、災害担当課と連携を図り災害廃棄物の分別方法や搬出方法、搬出先（仮置場）、保管方法などを迅速に説明できる体制を整えます。
- 県が開催する災害廃棄物対策に関する研修会へ積極的に参加します。